



# 年金Q&A Vol.8

## Q

平成27年10月から被用者年金制度の一元化に伴い、遺族給付に関する制度が見直しされると聞きました。どのような変更になるのでしょうか。

## A

平成27年10月から、共済年金制度と厚生年金制度が一元化される際に、制度的な差異をなくすために、従来から転給制度（以下で説明）がない厚生年金制度に合わせることを趣旨とした改正です。

平成27年10月1日前に受給権が発生した遺族共済年金については、平成27年10月以降も権利は引き続きますが、平成27年10月1日以降に受給権が発生する遺族給付は「遺族厚生年金」として発生することになります。その主な変更点は次のとおりです。

### 1 遺族給付の転給制度が廃止されます。

(1) 「遺族共済年金」は、亡くなった組合員又は組合員であった方が生計を維持していた①配偶者及び子、②父母、③孫、④祖父母（丸数字は遺族の順位です。）が「遺族」に認定され、まず先順位の方に支給されます。その後、先順位の方が死亡や結婚等で権利を失った場合、次順位の方に引き続き支給されます（これを「転給」といいます。）。

しかし、最も順位が高い方のみを遺族に認定する厚生年金制度に合わせるため、平成27年9月30日時点で次順位以降の遺族の方は、年金制度上の「遺族」ではなくなります。（転給制度の廃止）

(2) 平成27年10月以降に受給権が発生する「遺族厚生年金」は、受給権発生時点で最も順位が高い方だけが遺族として認定されます。

例：亡くなった組合員が生計を維持していた①配偶者及び子、②父母がいた場合、最も順位が高い①配偶者及び子のみが遺族として認定されます。

### 2 遺族の条件が変更になります。

遺族厚生年金を受けられる条件は、次のとおり変わります。

遺族の順位	対象者	現行（遺族共済年金）	改正後（遺族厚生年金）
①	配偶者	年齢による条件なし (夫の場合、60歳未満は支給停止)	・妻は変更なし ・夫は受給権発生時に55歳以上 (60歳未満は支給停止)
	子	18歳到達年度の末日までで配偶者がいない	変更なし
受給権発生時から引き続き障害等級1・2級に該当（※1） (年齢による条件なし)		受給権発生時から引き続き障害等級1・2級に該当し、20歳未満で配偶者がいない（※2）	
②	父母	年齢による条件なし (60歳未満は支給停止)	受給権発生時に55歳以上 (60歳未満は支給停止)
③	孫	子と同じ	子と同じ
④	祖父母	父母と同じ	父母と同じ

※1 「遺族共済年金」の「遺族」として認定された障がいのある状態にある子・孫は、平成27年10月以降も引き続き「遺族」となりますが、平成27年9月30日時点で次順位となっている孫は「遺族」ではなくなります。

※2 「遺族厚生年金」の「遺族」として認定された20歳未満の障がいのある状態にある子・孫は、20歳到達で「遺族」ではなくなります。

(執筆/地方職員共済組合)